



ねんきん定期便 です

差出人

警察共済組合本部

〒102-8588 東京都千代田区三番町6－8 警察共済ビル

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください

(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしてください。)

| 基礎年金番号 | 私学共済の加入者番号 |
|--------|------------|
|        |            |

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

| 国民年金（a）              |                          |                        | 船員保険（c）  | 年金加入期間 合計<br>（未納月数を除く） | 合算対象期間等<br>（d） | 受給資格期間<br>（a + b + c + d） |
|----------------------|--------------------------|------------------------|----------|------------------------|----------------|---------------------------|
| 第1号被保険者<br>（未納月数を除く） | 第3号被保険者                  | 国民年金 計<br>（未納月数を除く）    |          |                        |                |                           |
| 月                    | 月                        | 月                      | 月        | （a + b + c）            | （d）            | （a + b + c + d）           |
| 厚生年金保険（b）            |                          |                        |          | 月                      | 月              | 月                         |
| 一般厚生年金               | 公務員厚生年金<br>（国家公務員・地方公務員） | 私学共済厚生年金<br>（私立学校の教職員） | 厚生年金保険 計 |                        |                |                           |
| 月                    | 月                        | 月                      | 月        |                        |                |                           |

- ・「第1号被保険者（未納月数を除く）」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
  - ・（d）欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）」および「特定期間」の合計月数を表示しています。
- この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2. これまでの加入実績に応じた年金額と  
【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

|                        |
|------------------------|
| （1）国民年金                |
| （2）厚生年金保険              |
| 一般厚生年金期間               |
| 公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員） |
| 私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）   |
| （1）と（2）の合計             |

|                 |
|-----------------|
| 加入実績に応じた年金額（年額） |
| 老齢基礎年金          |
| 円               |
| 老齢厚生年金          |
| 円               |
| 円               |
| 円               |
| 円               |

|                  |
|------------------|
| 保険料納付額（累計額）      |
| 国民年金保険料（第1号被保険者） |
| 円                |
| 厚生年金保険料（被保険者負担額） |
| 円                |
| 円                |
| 円                |
| 円                |

これまでの加入実績に応じた年金額について

- ・これまでの加入実績（受給資格期間）のみを基に計算した年金額（年額）を表示しています。
- ・地方公務員と国家公務員の双方にお勤めであった方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
- ・平成27年9月までの加入実績に応じた改正前の地方公務員等共済組合法及び国家公務員共済組合法による経過の職域加算額（共済年金）※を含めて表示しています。
- ※被用者年金一元化前（平成27年9月以前）の退職共済年金（報酬比例部分）の金額は、老齢厚生年金の給付乗率と同率で計算した金額に、別に定められた給付乗率を用いて計算した金額を加算したものとなり、この加算額を「職域加算部分」といいます。被用者年金一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金一元化後の期間（平成27年10月以降）については「職域加算部分」が廃止されましたが、被用者年金一元化前の期間（平成27年9月以前）については別途「経過の職域加算額（共済年金）」として共済組合から支給されます。
- ・年金額は、年金加入記録に不備があることにより、表示していない場合がありますので、この場合は「一般厚生年金期間」についてはお近くの年金事務所に、「公務員厚生年金期間」については当組合に、「私学共済厚生年金期間」については日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）について

- ・国民年金の保険料納付額は、加入当時の保険料額を基に計算しています。また、厚生年金保険の保険料納付額（被保険者負担額）は、加入当時の標準報酬月額などと保険料率（掛金率）を基に計算しています。
- ・地方公務員共済組合期間に係る保険料については、地方公務員共済組合内での掛金率が統一された平成元年12月以後の保険料納付額のみを表示しています。
- ・国家公務員共済組合期間に係る保険料については、標準報酬制度の導入（昭和61年4月）以後の保険料納付額（国家公務員共済期間に通算された旧三公社共済期間が含まれている場合のその期間に係る保険料納付額は除きます。）のみを表示しています。
- ・国家公務員共済から地方公務員共済へ異動した場合、または、地方公務員共済から国家公務員共済へ異動した場合のそれぞれの共済期間に係る保険料納付額については、上記の条件により表示しています。

## 「最近の月別状況です」の見方

### 「国民年金（第1号・第3号）納付状況」欄について

|       |                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------|
| 納付済   | 保険料を納めた期間<br>(保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含む)                      |
| 未納    | 保険料を納めていない期間または「ねんきん定期便」の作成時点で納付が確認できない期間                   |
| 3号    | 第3号被保険者の期間                                                  |
| 全額免除  | 保険料が全額免除の期間                                                 |
| 半額免除  | 保険料が半額免除され、残りの半額を納めた期間                                      |
| 半額未納  | 保険料が半額免除されたが、残りの半額を納めていない期間                                 |
| 3／4免除 | 保険料が3／4免除され、残りの1／4を納めた期間                                    |
| 3／4未納 | 保険料が3／4免除されたが、残りの1／4を納めていない期間                               |
| 1／4免除 | 保険料が1／4免除され、残りの3／4を納めた期間                                    |
| 1／4未納 | 保険料が1／4免除されたが、残りの3／4を納めていない期間                               |
| 学生特例等 | 学生納付特例または若年者納付猶予が認められた期間                                    |
| 付加    | 付加保険料を納めた期間                                                 |
| 合算    | 国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間<br>(参考情報であり、年金請求時に書類による確認が必要です) |
| 未加入   | 20歳以上60歳未満の期間のうち、どの年金制度にも加入していなかった期間                        |

— 「警察共済組合 マイナ手続きポータル」のご案内 —

最新の年金記録（年金見込額や年金加入記録等）をインターネットで提供していますので、ぜひご利用ください。

※ ご利用には、マイナンバーカードとスマートフォンが必要です。

※ 事前に「マイナポータル」の利用者登録及び「e-私書箱」のアカウント作成のうえ、「警察共済組合 マイナ手続きポータル」の利用申込（初回利用時のみ）が必要です。

警察共済組合  
マイナ手続きポータル



**最近の月別状況です**

表面の年金加入期間や下記の月別状況に「もれ」や「誤り」があると思われる方、特に、転勤・転職が多い場合、姓（名字）が変わったことがある場合などは、「一般厚生年金期間」についてはお近くの年金事務所に、「公務員厚生年金期間」については当組合に、「私学共済厚生年金期間」については日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせいただき、ご自身の年金加入記録をご確認ください。

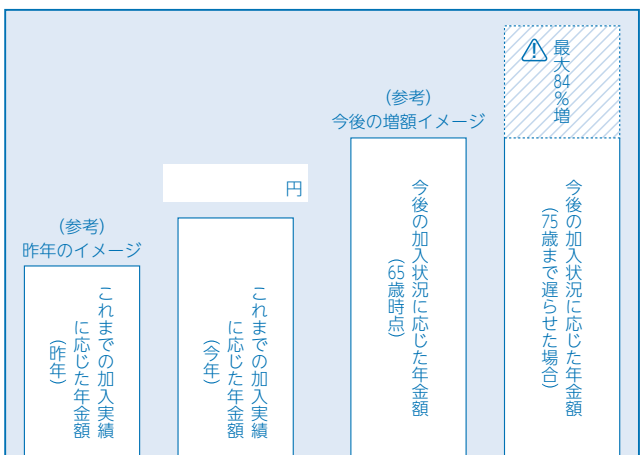
[illegible]

・平成27年9月以前の地方公務員共済組合期間に係る標準報酬月額については、「掛金の標準となった給料月額」を千円未満で切り捨てて表示しています。

この「ねんきん定期便」は下記の時点で作成しており、  
年 月までの年金加入記録を表示しています。

|                     |                            |                          |
|---------------------|----------------------------|--------------------------|
| 国民年金および<br>一般厚生年金期間 | 公務員厚生年金期間<br>(国家公務員・地方公務員) | 私学共済厚生年金期間<br>(私立学校の教職員) |
| 年 月 日               | 年 月 日                      | 年 月 日                    |

## 年金額のイメージ



①保険料を納付していただいた方は、「これまでの加入実績に応じた年金額」が昨年よりも増額しています。

②今後も、保険料を納付していただくことで、更に年金額が増加します。

③年金の受給開始時期は、60歳から75歳まで選択できます。

※年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。  
(75歳を選択した場合、65歳と比較して最大84%増)

△ 繰下げ加算額を算定する際は、在職中による年金額の全部または一部が支給停止となった場合の支給停止とされていた額は、繰下げによる増額の対象とはなりません。

## お問い合わせ先

|      |                   |
|------|-------------------|
| 支部名  |                   |
| 住所   | 〒                 |
| 電話番号 |                   |
| 受付時間 | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） |

お掛け間違いのないよう、ご注意ください。